

令和2年第2回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

令和2年6月8日（月曜日）

議事日程第1号

令和2年6月8日（月曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 議案第62号から同第64号まで
- 日程第6 議案第65号
- 日程第7 議案第67号から同第72号まで
- 日程第8 議案第66号、同第73号及び同第74号
- 日程第9 議案第75号から同第77号まで
- 日程第10 議案第78号から同第84号まで
- 日程第11 議案第85号
- 日程第12 議案第86号

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 議案第62号から同第64号まで
- 日程第6 議案第65号
- 日程第7 議案第67号から同第72号まで
- 日程第8 議案第66号、同第73号及び同第74号
- 日程第9 議案第75号から同第77号まで
- 日程第10 議案第78号から同第84号まで
- 日程第11 議案第85号
- 日程第12 議案第86号

〈応招議員〉 19名

〈出席議員〉 19名

| | | | | | | | |
|-----|----|-----|---|-----|-----|-----|---|
| 1番 | 平澤 | 惣一郎 | 君 | 2番 | 東野 | 恭行 | 君 |
| 3番 | 山本 | 剛 | 君 | 4番 | 吉川 | 慶一 | 君 |
| 5番 | 中村 | 実 | 君 | 6番 | 滝川 | 正義 | 君 |
| 7番 | 佐藤 | 孝 | 君 | 8番 | 新保 | 峰孝 | 君 |
| 9番 | 田原 | 実 | 君 | 10番 | 保坂 | 悟 | 君 |
| 11番 | 笠原 | 幸江 | 君 | 12番 | 斉木 | 勇 | 君 |
| 13番 | 高澤 | 公 | 君 | 15番 | 田中 | 立一 | 君 |
| 16番 | 古川 | 昇 | 君 | 17番 | 渡辺 | 重雄 | 君 |
| 18番 | 松尾 | 徹郎 | 君 | 19番 | 五十嵐 | 健一郎 | 君 |
| 20番 | 吉岡 | 静夫 | 君 | | | | |

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

| | | | | | | | |
|------------|-----|-----|---|--------------|----|-----|---|
| 市長 | 米田 | 徹 | 君 | 副市長 | 藤田 | 年明 | 君 |
| 総務部長 | 五十嵐 | 久英 | 君 | 市民部長 | 渡辺 | 成剛 | 君 |
| 産業部長 | 見辺 | 太 | 君 | 総務課長 | 渡辺 | 忍 | 君 |
| 企画定住課長 | 渡辺 | 孝志 | 君 | 財政課長 | 山口 | 和美 | 君 |
| 能生事務所長 | 土田 | 昭一 | 君 | 青海事務所長 | 猪股 | 和之 | 君 |
| 市民課長 | 川合 | 三喜八 | 君 | 環境生活課長 | 高野 | 一夫 | 君 |
| 福祉事務所長 | 嶋田 | 猛 | 君 | 健康増進課長 | 池田 | 隆 | 君 |
| 商工観光課長 | 大嶋 | 利幸 | 君 | 農林水産課長 | 猪又 | 悦朗 | 君 |
| 建設課長 | 五十嵐 | 博文 | 君 | 復興推進課長 | 斉藤 | 喜代志 | 君 |
| ガス水道局長 | 樋口 | 昭人 | 君 | 消防長 | 小林 | 正広 | 君 |
| 教育長 | 井川 | 賢一 | 君 | 教育次長 | 磯野 | 茂 | 君 |
| 教育委員会こども課長 | 磯野 | 豊 | 君 | 教育委員会こども教育課長 | 富永 | 浩文 | 君 |

〈事務局出席職員〉

| | | | | | | | |
|----|----|----|---|----|----|----|---|
| 局長 | 松木 | 靖 | 君 | 次長 | 松村 | 伸一 | 君 |
| 係長 | 上野 | 一樹 | 君 | | | | |

〈午前10時00分 開議〉

○議長（中村 実君）

おはようございます。

これより令和2年第2回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（中村 実君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、4番、吉川慶一議員、13番、高澤 公議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

○議長（中村 実君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る6月1日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

高澤委員長。〔13番 高澤 公君登壇〕

○13番（高澤 公君）

おはようございます。

議会運営委員会報告を行います。

去る4月24日と6月1日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果について報告をいたします。

本日召集されました令和2年第2回糸魚川市議会定例会の提出議案につきましては、お手元配付の議案書のとおり、専決処分の承認が13件、条例の一部改正が5件、補正予算が1件、財産の取得が3件、その他3件の合計25件であります。

このうち専決処分の承認を求める議案13件につきましては、本日、定例会初日の日程事項とし、委員会付託を省略して即決にてご審議いただくこととしております。

その他の議案につきましては、それぞれ所管の委員会に付託の上、ご審査いただくことで委員会の意見の一致を見ております。

次に、表彰状の伝達についてであります。

全国市議会議長会と北信越市議会議長会による永年勤続表彰の伝達についてを最終日の日程事項とすることとしております。

次に、会期及び日程についてであります。会期につきましては、6月8日から25日までの18日間とし、日程につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

なお、一般質問につきましては、質問者の人数の割り振りが決定したことにより、6月17日は休会となります。

請願・陳情について、報告いたします。

今回受理した請願・陳情は、陳情2件であります。いずれも郵送でありますので委員会付託は行わず、皆様のお手元に配付をさせていただきました。

委員長報告について、ご説明いたします。

市民厚生常任委員長から、閉会中の所管事項調査について報告をしたい旨の申出があり、本日の日程事項とすることといたしました。

続いて、議会運営について申し上げます。

議会運営委員会では、今後、議会基本条例のうち、第7条市民参加及び市民との連携についてと、第22条議員の政治倫理の2項目を重点的に取り上げて、検証していくことで委員会の意見の一致を見ておるところであります。

現在、市内の女性の会から「女性議会」なるものを開催して、女性の目線で捉えたものや女性の感覚で感じたことなど女性の意見を聞いてほしいとの要望書が、市長宛てに要望が出ております。これを受けて、5月26日の代表者会議や6月1日の議会運営委員会に諮ったところ、女性の声を聴く会への協力については全員の賛同を得ました。よって、議会運営委員会の所管事項として進めることで、委員会の意見の一致を見たところであります。

第22条の政治倫理については、次の運営委員会でまとめる予定であります。

また、タブレット端末を利用したペーパーレスについては、何から取り組むかを、そのことも次回でまとめてみたいと思っております。

加えて、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う議員連絡協議会などの1年延期、及び各委員会の市外調査の見合せについて協議を行いました。このことについては、感染拡大は、今後、先が見えないことから、本年度の実施は見合せるということで委員会の意見の一致を見ておりますので、議員各位において、ご理解とご協力をお願いしたいものであります。

なお、議員連絡協議会等とは、糸魚川・大町二市議会議員連絡協議会、糸魚川市・小谷村・白馬村議会議員連絡協議会、上越三市議会議員合同研修会、糸魚川市・朝日町議会議員連絡協議会、及び外部講師を招いての市議会議員研修会、これは10月に予定しておりましたが、これも中止となります。

今定例会での新型コロナウイルス感染拡大防止対策への対応について、今回の定例会では、本会議・委員会とも3密を避けるため、一般質問や議案の内容によっては、所管していない課長は、議場に入場しなかったり、退席をする場合があります。また、傍聴席も一席を開けるなどの措置を取ることといたしています。

最後に、最近の議会運営について状況説明をしたいと思っております。おおよそであります。本会議

の2週間前に代表者会議を開催しております。また、必要と思われることが発生したとき、議会運営委員会だけの会議も開催しています。

代表者会議、議会運営委員会だけの会議で出された意見は、正規の会議である議会運営委員会で、その正否・可否を諮っていく方法が、一つのサイクルとして定着してきました。本日、皆様の机上に配付した反省会意見をまとめたものは、議会運営委員だけの会議で出されたものであります。そのような状況で運営していますので、皆様の前に突然出てくることもあろうかと思いますが、ご理解をお願いいたします。

以上で、議会運営委員長長の報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

おはようございます。

先日の議会運営委員会におけるコロナ対応における一般質問の時間制約に関する事務局発言と、市民の有志による女性議会開催要望の取扱いについてお尋ねいたします。

12日から一般質問が始まりますが、私も通告をし、質問をする予定です。今回のコロナ対応で、議場を密にしないための配慮として、質問の内容によって答弁者を替えていくので交代に時間がかかり、通常の議会よりも時間がかかることが予測できる。よって、質問時間を短くするという事務局からの発言がありましたが、議員に対して発言を制約する意思を感じるので、問題はないのか確認をさせていただきたい。これが1点です。

次に、女性議会を開催する会からの要望ですが、何を目的としたものかよく分かりません。議会側が、開かれた議会を目指して、市民の会に対話を求め、意見を交換し、議会改革に努める。その上で議会から提案して、議場を使っての女性議会というものを試行的に行うというなら、私にも理解できるのですが、先に女性議会の開催を市長行政に要望し、女性の視点・目線で捉えたことを行政に反映するために、議場において議会の質問形式で意見を述べるという、その目的とするところが分からないんです。委員会の中では、どのように整理されたのか、教えていただきたく伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

高澤委員長。〔13番 高澤 公君登壇〕

○13番（高澤 公君）

田原議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

6月1日の議会運営委員会でもお答えしましたが、事務局長の言い方は、全て議員の質問を短くしなさいという言い方ではなくて、6月1日にも言いましたように、事務局長が制約をするものではないというふうな意味のことをおっしゃいました。

私のところに先週の金曜日に届いた議会の会議録があるんですが、その会議録を見ますと、局長の

お話の中に、議員の発言を制限するというのは、なかなか難しいという発言があります。難しいことなので、これはやらないということなのですが、その後で議員の皆さんの協力をお願いしたい、ご協力をお願いしたいという言葉が添えてありますので、私とすれば6月1日の議会運営委員会でも申し上げましたが、議員の発言を制限するような発言ではないというふうに捉えております。

それと、女性議会についてですが、何点か質問あったと思うんですが、田原議員もご承知のとおり代表者会議や議会運営委員会でも傍聴いただいておりますので、それ以上のことはございませんが、代表者会議でも議会運営委員会においても市民の意見を聴こうと。それで、行政と議会があるわけですが、議会が市民の意見を聴くという行動の手伝いをするというのも重要なのではないかとというふうに考えて、今まで会議を進めてまいりました。今後は、前回の議会運営委員会で議会運営委員会の所管事項としてやっていこうということで委員会の意見の一致を見ておりますので、また、代表者会議や議会運営委員会で皆さんの意見を聴きながら進めてまいりたいと思っております。以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

ただいまは、丁寧なご答弁ありがとうございました。1点目は、了解いたしました。

2点目、これは私がちょっと心配をし過ぎなのかもしれませんが、あえて再質問させていただきますと、今回の女性議会は試行的なもの、お試しということで受け止めてよろしいのかということです。

それで、女性に限らずいろんな市民団体が、市長と議長に要望書を出せば、模擬議会を開催して、市長行政に意見を述べるができるようになっていくんじゃないかと。そこを心配する意見というのは、議会運営委員会の中ではありませんでしたか。少なくとも私たちは選挙に出て当選して、ここで発言をしております。そことの違い、区別はどうなるのでしょうか。

もう一点、委員会の中で発言されていた方がいらしたと思いますが、議会改革の一環で、この女性議会を開催するのだとすれば、進行は議長、答弁は所管の委員長と委員が行うのが筋ではないでしょうか。そうでなければ、議会はこのたびの件に関わる意味が、私には分かりません。これは、意見でなく質疑です。よろしくをお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

高澤委員長。〔13番 高澤 公君登壇〕

○13番（高澤 公君）

まず1点目です。これは試行かというご質問でございます。何事によらず、最初にやるのは試行という部分が非常に大きいと思います。結果を見て、また改良していけばよろしいのではないかと思っております。これもまた、私一人で決めるのではなくて、代表者会議、議会運営委員会で決定していきたいと思っております。

また、前例となるのではないかとということですが、私の個人的な意見とすれば、市民の意見を聴きたいというのは、女性だけに限りません。若者もいますし、また非常に厳しい環境で仕事

をしている第一次産業に携わってる人たちもいます。いろんな市民の意見を聴く会というのが、今後やっていこうじゃないかというふうに議会運営委員会で決定すれば、つながっていくんではないかと思っております。

それと、女性議会ということで少し疑問がありましたが、私も要望した人たちと話し合いまして、議会というのは、議員というのは市民の皆さんから選ばれた者が議員になるわけでありまして、女性議会ということではなく、女性の意見を聴く会とか、そういう柔らかい表現でどうですかというお話をさせていただきました。それで結構ですということでありましたので、前回の6月1日の議会運営委員会のときも新保副委員長のほうから説明がありましたように、名前は変えていこうというふうに思っております。

そのほか、田原議員の今後どうなるんだという意見でございますが、いいことは続けていかなければいけないと思いますし、直していくところはあるかと思っております。それも今後、議会運営委員会で諮っていけばよろしいんではないかと思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

新しい取組をすることには賛成であります。議会運営委員会で、この女性議会について話を進めていくそのときに、併せて全員協議会内でももんでいただきたいと思うんですね。それで、やはり議員の賛同を得てから、行政と議会で役割分担を決めるなりして、スケジュールを決めるなりしていかないとまずいのではないだろうか。女性議会を開催して、それを糸魚川市議会の良い前例としていくことに異議はありません。

しかし、安易な手続で議会の在り方そのものを曲げてしまうような悪い前例となってしまうのは、せっかく声を出していただいている女性の皆さんにご迷惑がかかることを私は心配しております。

次の議会運営委員会で今の私の意見を取り上げていただきたく、委員長に要望して終わります。

○議長（中村 実君）

ほかにご質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

吉岡議員、先ほど田原議員の関連というような声があったんですが、関連ではなくて議会運営委員長への、議会運営の質問なら受け付けますけど、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

用語に曖昧な点があって申し訳ございません。

ただ、今、田原議員が質問した主題を女性議会、あるいは女性議会というのがいいのかというのは分からんのだけれども、いろんな言い方、言い回しがあると。今、ご了承、委員長あるいは田原

たいことも分かる。ただどさっき言ったように、女性に、あるいは若者に、あるいは年寄りに、もっといろんな方々に、そういう議会との関係、あるいは、時には行政もそこに参画したっていい。そういうやり方をもう少し具体的に私はこれで出してもよかったんじゃないのかなという。欲を込めた質問になりますけれども、そこの辺の受け止め方、もう一回だけお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

高澤委員長。〔13番 高澤 公君登壇〕

○13番（高澤 公君）

今ほども申し上げましたが、結果をいい方向に出すように、今後、議会運営委員会あるいは代表者会議で話を進めてまいりますということでございますので、将来にわたってこうなりますということは言えません。いい方向を目指して、これから行くということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

結論を委員長に求めているわけではありませんので、私の希望も込めて、質問の形なんだけれども、こういうせっかくの発案というかきっかけが出てきてるんだから、今こういうことになったけれども、これを育てていくという面については、さっきの田原議員同様であります。いいことです。だから、その前に具体的な2点の例が出たんだから、一応ただすというか問いかけて、これからの役立てていこうじゃないかということを含めて、これで質問を終わります。

○議長（中村 実君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月25日までの18日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月25日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでありますので、ご承知お願いいたします。

日程第3．行政報告

○議長（中村 実君）

日程第3、行政報告について、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。
米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

令和2年第2回市議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、条例関係や補正予算など25件の議案について、ご審議をお願いいたしましたものであります。この機会に3点について、ご報告申し上げます。

最初に、新型コロナウイルス感染症対策について、ご報告申し上げます。

国は、5月25日に全都道府県での緊急事態宣言を解除し、新たな生活様式を定着させ感染拡大防止と経済再生の両立を図っていくといたしております。しかしながら、東京や北九州などではクラスターが発生し、第2波の感染拡大が懸念されております。

このような状況の中、本市において感染者の発生は確認されておりませんが、長引く自粛生活や休業要請などにより、市内経済や市民生活など様々な分野で大きな影響を及ぼしております。

市では、これらにいち早く対応するため、本議会でも専決承認議案をお願いしている補正予算第1号から第3号により対応するとともに、さらに補正予算第4号として提案させていただいております。既に専決処分により実施している事業の中から、主な取組の状況について、ご報告いたします。

まず、感染予防対策として不織布製マスク1箱50枚入りを全戸配布いたしました。5月25日から26日に各地区代表者へ配付を完了いたしております。

次に、市内経済対策として、売上げが50%以上減少した事業者へ、上限20万円の給付金を給付する緊急事業継続給付事業では、6月5日現在268件、5,354万3,000円の交付決定を行っております。

また、自主的な休業など感染拡大防止に協力いただいた事業者に対して10万円を支給する感染拡大防止休業協力金事業では、6月5日現在295件、3,270万円を支給いたしております。

最後に、市民生活支援について、世帯ごとに1人につき10万円を給付する特別定額給付金の給付状況については、6月5日現在1万5,048世帯、3万7,422人、率にいたしまして89.5%の申請を受け、37億4,220万円の給付を完了いたしております。

このほかにも様々な分野において取組を進めておりますが、国の2次補正予算も見込まれる中、ウィズコロナ、アフターコロナに向けて「コロナに負けるな糸魚川！ともに乗り越えよう」を合い言葉に、今こそ力を一つにして、官民一体となって取り組んでまいりたいと思っております。

2点目のコスモクローア輝石を含む露頭の発見について、ご報告申し上げます。

この露頭につきましては、本年4月にフォッサマグナミュージアム職員が、市内において現地調査において発見いたしました。

発見したコスモクロア輝石は、ひすいと同じ「輝石」と呼ばれる鉱物グループに属し、成分にクロムを含むため、鮮やかな緑色でひすいより珍しく、貴重な鉱物であります。盗掘のおそれがあることから、今のところ詳細をお示しすることはできませんが、保護・保全対策を早急に進め、保護・保全が完全になりましたら公開いたしたいと考えております。

最後に、本年度公共事業関係予算の当初内示状況について、ご報告申し上げます。

お手元に配付いたしました行政報告参考資料をご覧ください。

まず、令和2年度予算の市営事業につきましては、34件で概算25億6,000万円の内示がありました。

県営事業につきましては、32件で概算47億7,000万円、国の直轄事業は、9件で概算44億8,000万円、その他事業は、1件で約3億5,400万円となっております。

なお、詳細につきましては、資料のとおりであります。補助対象事業費は変更となる場合もありますので、ご了承願います。

以上、3点について、ご報告申し上げます。

議会並びに議員の皆様から、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、招集のご挨拶とさせていただきます。

○議長（中村 実君）

これで行政報告は終わりました。

日程第4. 所管事項調査について

○議長（中村 実君）

日程第4、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については閉会中、市民厚生常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

吉川慶一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

吉川委員長。〔4番 吉川慶一君登壇〕

○4番（吉川慶一君）

6月8日、市民厚生常任委員会の所管事項調査を報告申し上げます。

市民厚生常任委員会では、閉会中の4月20日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容についてご報告させていただきます。

調査項目は、ごみ処理施設の整備について、新型コロナウイルス感染症対策について、福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策についての3項目であります。

まず、ごみ処理施設の整備については、施設の現地調査を行い、見学・研修スペースに整備されたプロジェクションマッピングの映像と見学説明用の映像などの確認を行いました。

担当課より、これまで施設の運転やごみの受入れ等、トラブルなく順調に行われている。今後も引き続き安全・安心を第一に運転していくとのことでありました。

特段質疑はありませんでした。

次に、新型コロナウイルス感染症対策については、担当課より、これまでの対応の経過や近隣市町村の感染者確認に伴う対応、また、糸魚川市で感染者が発生した場合の役割分担などについて説明がありました。

委員より、糸魚川市において感染者が発生した場合や院内感染が発生した場合などの医療体制についてどのような対応を想定しているかとの質疑に対し、担当課より、最悪の事態を考えた上で対応しているが、もし院内感染が起きた場合は、救急患者や外来の受入れが停止される可能性があることが考えられる。現在、医師会、保健所、糸魚川総合病院と連携し、対応について考えているところであると答弁がありました。

委員より、体調が悪い場合、医療機関を受診する際に感染する疑いが考えられるが、どのように診察を受ければよいのかとの質疑に対し、体調が悪い場合は、まず開業医に電話してから受診すること。また、4日以上発熱が続くときは、帰国者・接触者相談センターに電話することになる。さらにPCR検査が必要となった場合は、帰国者・接触者外来へ行くことになると答弁されております。

次に、福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策については、担当課より、これまでの対応の経過、福祉施設の衛生用品の保有状況、福祉施設の感染症対策について説明がありました。

委員より、介護施設では、施設職員による感染防止策がデイサービスや送迎車等に至るまで行われているが、在宅介護サービスを受けている高齢者に対する感染予防対策はどのように取り組まれているのかとの質疑に対し、国からのガイドラインを各事業所に情報提供し、問合せに対応している。各事業所では、緊急事態宣言が全国に出されたことから、人権に配慮した移動自粛をお願いし、また、市では引き続き介護事業所や関係者と連携し、感染予防対策を進めていきたいと答弁されています。

ほかにも質疑・意見等がありましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決しました。

日程第5．議案第62号から同第64号まで

○議長（中村 実君）

日程第5、議案第62号から同第64号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第62号は、市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、地方税法の一部改正によるものであります。

主な改正点は、個人市民税におけるひとり親に対する税制上の措置、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応でありまして、たばこ税における課税方式の見直し等でもあります。

議案第63号は、都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、地方税法の一部改正によるものであります。

主な改正点は、浸水被害軽減地区に指定された土地にかかる課税標準額の軽減特例を規定するものであります。

議案第64号は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、地方税法の一部改正によるものであります。

主な改正点は、課税限度額と軽減措置の変更であります。詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明いたします。

以上であります。よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

川合市民課長。〔市民課長 川合三喜八君登壇〕

○市民課長（川合三喜八君）

おはようございます。

本日お配りしました市民課資料が2枚ございますが、議案第62号、63号及び64号の資料に基づきまして、糸魚川市市税条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の専決処分は、令和2年度税制改正に関連した地方税法等の一部を改正する法律等が、令和2年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、令和2年度の市税等の賦課に反映させるため、関係する条例の一部を改正したものであります。

まず、議案第62号、糸魚川市市税条例等の一部を改正する条例の制定であります。

主な改正点を申し上げます。

市民税につきましては、婚姻の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について、離別・死別の単身者と同一のひとり親控除を適用するものであります。また、このことにより、個人市民税の人的非課税控除措置の対象を見直し、ひとり親及び寡婦に改正するものであり、

施行日は、令和3年1月1日であります。

固定資産税につきましては、所有者不明土地等に係る対応として、登記簿上の所有者が戸籍や住民票による調査または関係者の聞き取り等によっても明らかでない場合は、その資産を使用している方を所有者とみなし、課税することができることと、所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間、現に所有している相続人等に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定を追加するものであります。

また、河川の氾濫による浸水の拡大を抑制する自然堤防等の盛土構造物がある土地について、水防法による浸水被害軽減地区に指定された場合、当該土地にかかる課税標準額について軽減特例の規定を追加するもので、施行日は、令和2年4月1日であります。

たばこ税につきましては、軽量の葉巻たばこについて、紙巻たばこに類似していてもかかわらず、税額が低く、課税の公平性の観点から見直しを行うもので、急激な価格変動を避けるため、段階的に税額を引き上げるものであります。施行日は、令和2年10月1日と令和3年10月1日の2回に分け、改正いたします。

続きまして、議案第63号、糸魚川市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、主な改正点は、固定資産税同様、浸水被害軽減地区に指定された土地にかかる課税標準額の軽減特例の規定を追加するもので、施行日は、令和2年4月1日であります。

資料の裏面をご覧ください。

次に、議案第64号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、主な改正点は、課税限度額の引上げ及び軽減判定所得の見直しであり、課税限度額の引上げにつきましては、中間所得層の負担に配慮した見直しであり、基礎賦課課税額の課税限度額を61万円から63万円に、介護給付金課税額の課税限度額を16万円から17万円にそれぞれ引き上げるものであります。また、軽減判定所得の見直しにつきましては、経済動向等を踏まえたものであり、5割軽減の基準所得を28万円から28万5,000円に、2割軽減の基準所得を51万円から52万円にそれぞれ引き上げ、軽減範囲を拡大するものであります。施行日は、令和2年4月1日であります。

説明は、以上でございます。

○議長（中村 実君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内とさせていただきます。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

64号の関係で伺いたいと思います。

この引上げによって医療分と後期高齢者支援分、介護納付分、これを合わせるとどれほどになりますか、上限のほうは。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

川合市民課長。〔市民課長 川合三喜八君登壇〕

○市民課長（川合三喜八君）

国民健康保険税の今回の改正に伴います最高限度額は、年額99万円でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

私は、このような引上げ・値上げなんですけど、国の負担を元に戻さないで置いて、それを負担を増やしていくと、加入者の負担を増やしていくという、そういうやり方には賛成できないものであります。反対であります。

現在、コロナで経済的にも非常に厳しいと。大手の企業ももうやめるというふうなところも出てきている中で、これが出されてきたというのはどういうふうな理由なのか、もし承知してございましたらお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

川合市民課長。〔市民課長 川合三喜八君登壇〕

○市民課長（川合三喜八君）

今回の改正につきましては、やはり高額な所得者につきましては、応分のご負担をいただくということで、所得の低い方については、逆に軽減等の見直しがございます、所得の高い方には税額は上がるんですが、低い方、中間層については下げる方向の改正となっております。

また、コロナウイルスの関連につきましては、また後ほど議案等の中でご説明申し上げますが、軽減等の制度も設けておりますので、そういった中で対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村 実君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

1点お願いいたします。

今ほど説明がありました議案第62号の市民税の改正のところの、この資料で行きますと(1)のイの固定資産税の、さらに(ア)の所有者が不明な資産について、使用者を所有者とみなして固定資産税を課税することができる、このくだりなんですけども、この使用者なんですけど、定義というのはあるんですか。例えば年1回しか使わないというのと、毎日使ってるとか程度の差があると思うんですよね、使用の実態として。そういった場合に、使用者というのは、こうこうこういう人ですよというそういった定義があるのかどうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村 実君)

川合市民課長。〔市民課長 川合三喜八君登壇〕

○市民課長(川合三喜八君)

国のほうからは、具体的な事例等は示されておりませんが、現実的に所有者不明土地に、例えば住宅を建てていて、恒久的に使っているとか、明らかに使用が認められる場合について、状況を確認して課税をしてまいりたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村 実君)

滝川議員。

○6番(滝川正義君)

それじゃあ、まだ国のほうから具体的なQ&Aみたいなものは出てないんでしょうかね。ちょっと気になるのは、例えば隣の土地が空いてましたと。草ぼうぼうになってるんで草刈りしましたと、よその人が草刈りしました。せっかくだから、花の種でもまいて花壇にしたとか、そういった事例も多々あるんだと思うんですよ。単に管理してやっただけなんだよと、使用してるんじゃないよ、管理してるだけなんだよという、そういう、結構この使用という概念については、非常に幅広い受け止められ方がされるんじゃないかなと。ですから、ここの、あなたは使用者ですよというふうに指定するときに相当な困難が生じるんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村 実君)

川合市民課長。〔市民課長 川合三喜八君登壇〕

○市民課長(川合三喜八君)

やはり利用につきましては、いろんな形態があると思います。

ただ、今回の税制改正につきましては、やはり積極的な利用、明らかに第三者が見ても、そこで一般的な利用をされてるということで認められるものであれば、課税をしてまいりたいと思いますし、もともとの法の中でも土地の時効取得というものもございまして、一定期間その土地を占有して使用した場合は、所有権を主張できるというような法律もございまして、そういったものと照らし合わせながら、適正な課税をしてまいりたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村 実君)

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

今も具体的な答弁が若干あったかと思うんですけど、あなたが使用者ですよというふうに指定するまでの間の調査というんですか、それは丁寧にされるように受け止めたんですけど、それは皆さんがやるんですか、それとも独立した機関で、あなたが使用者ですよというふうに指定するものなんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

川合市民課長。〔市民課長 川合三喜八君登壇〕

○市民課長（川合三喜八君）

使用の調査につきましては、担当します市民課の固定資産税係のほうで確認調査を行います。

○6番（滝川正義君）

以上です。ありがとうございました。

○議長（中村 実君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第62号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

新保護員。

○8番（新保峰孝君）

起立採決をお願いします。

○議長（中村 実君）

64号じゃなくて、62号、64ですね。

これより、議案第62号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第63号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第64号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

11時10分まで、暫時休憩いたします。

〈午前11時00分 休憩〉

〈午前11時10分 開議〉

○議長（中村 実君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第6．議案第65号

○議長（中村 実君）

日程第6、議案第65号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第65号は、令和元年度一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ12億7,872万1,000円を減額いたしております。これは主に決算を見込む中で、所要の調整を行うものであります。

歳出の主なものは、2款総務費では、基金積立金の追加、11款災害復旧費では、災害査定に基づき、予算調整を行うものであります。

また、新型コロナウイルス症対策として、3款民生費、4款衛生費、7款商工費、8款土木費、10款教育費の各事業により対応しております。

次に、歳入につきましては、国・県支出金等の特定財源のほか、所要の一般財源につきましては、繰越金を充当いたしました。

なお、繰越明許費及び地方債の補正は、第2表及び第3表のとおりであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明いたします。

以上であります、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

おはようございます。

議案第65号は、一般会計補正予算（第6号）の専決処分、令和元年度一般会計予算の最終調整の補正であります。

初めに、歳出からご説明いたします。

予算書の16、17ページをお願いいたします。

2款1項3目、財産管理費の26、基金積立金の福祉基金積立金とふるさと糸魚川応援基金積立金は、それぞれ原資となる社会福祉振興寄附金と、ふるさと糸魚川応援寄附金の額の確定により、積立てを行っております。

3款2項3目、保育所運営費の57、保育所等運営事業（新型コロナ対応）は、民営保育所等7園分の感染症対策用品の購入に係る補助金であります。

4款1項4目、予防費の11、新型コロナウイルス感染症予防対策事業は、消毒液、体温計などの感染症対策用品の購入と、小中学生等に配付した布製マスクの経費であります。

7款1項2目、商工業振興費の95、地元消費促進事業（新型コロナ対応）は、地元消費促進のための補助であります。

3目、観光費の91、柵口温泉権現荘管理運営事業（新型コロナ対応）は、リスク分担に基づく新型コロナウイルス感染症の影響による損失補填としての指定管理料であります。

18、19ページをお願いいたします。

8款7項2目、住宅推進費の3、住宅・店舗リフォーム支援事業は、経済対策として予算額3,000万円を超えた申請分について追加補正するものであります。

10款5項4目、学校給食諸費の11、学校臨時休業対策事業（新型コロナ対応）は、休校に伴う児童クラブの昼食材料費と小中学校のキャンセルになった食材費の補償として対応するものであります。

11款1項1目、農地農業用施設災害復旧費の6、団体営現年農地農業用施設災害復旧事業、11、団体営過年農地農業用施設災害復旧事業、16、県営現年農地農業用施設災害復旧事業は、それぞれ災害査定に基づき予算額を調整するものです。

20、21ページをお願いいたします。

2項1目、公共土木施設災害復旧費の6、現年公共土木施設災害復旧事業につきましても、災害査定に基づき予算額を調整するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。

12、13ページをお願いいたします。

13款1項2目、災害復旧費分担金、及び15款1項3目、災害復旧費負担金は、災害査定に基づく予算の調整に伴う減額であります。

2項2目、民生費補助金は、保育対策総合支援事業費補助金で、保育園等に係る感染症対策用品購入の補助金になります。

16款2項8目、災害復旧費補助金、及び3項6目、災害復旧費委託金は、災害査定に基づく予算の調整に伴う減額であります。

18款1項2目、総務費寄附金は、ふるさと糸魚川応援寄附金の確定による追加、3目民生費寄附金は、社会福祉振興寄附金の確定による追加であります。

14、15ページをお願いいたします。

20款1項1目、繰越金は、所要の一般財源として追加しております。

21款4項3目、雑入で、学校臨時休業対策費補助金は、休校に伴う児童クラブの昼食材料費や小中学校のキャンセルとなった食材費の補償に係る補助で、学校給食連合会からの補助金となります。

22款1項9目、災害復旧債は、現年農地農業用施設災害復旧費、過年林道施設災害復旧費、現年公共土木災害復旧費に係る事業費の減額などにより、調整しております。

歳入の説明は、以上であります。

次に、6、7ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正は、第2表のとおりで、主に新型コロナウイルス感染症対応関連事業費で、繰越しの追加と住宅・店舗リフォーム支援事業や災害復旧事業など4事業の変更であります。

地方債の補正は、7ページのとおりであります。

説明は、以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（中村 実君）

以上で、説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、説明に対する質疑に入りますが、本日、本会議終了後、新型コロナウイルス感染対策について全員協議会を開催いたします。専決処分承認を求める議案に対する質疑にとどめていただくようお願いいたします。質疑は、1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

おはようございます。

議案第65号、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号））について、予算書16、17ページ、7款商工費、1項商工費、3目観光費、事業ナンバー91の柵口温泉権現荘管理運営事業（新型コロナ対応）の指定管理料の340万円について、3点ほどお伺いいたします。

まず1つ目、支出の理由は、新型コロナ対応のリスク分担の減少分としております。リスク分担の項目と負担比率と、あと340万円の使い道についてお知らせいただきたいと思っております。

2つ目、権現荘の指定管理料は、基本的にはゼロ円となっております。そして、赤字補填をしないこととなっております。

しかし、新型コロナウイルスの影響は、オリンピックの延期、夏の甲子園で行われる全国高校野球大会の中止など、全国では大きなお祭りやイベントが軒並み中止となっております。そして、感染予防から3密の回避のため、飲食店や宿泊施設の営業自粛など、国内はもとより世界的に感染が大流行となっております。

したがって、今回の指定管理料は、過去にあった怠慢や不手際、過失等によるものではないことは理解しております。ただ、過去の経過を知っている者として、ともすると赤字補填はしていけないと考える市民もおるかと思っておりますので、そこで、市民に誤解を与えないようにこの新型コロナウイルスという非常事態の中で、権現荘は地域振興の拠点施設として維持させるため、今回の年度会計の指定管理料の使い道については、議会を初め市民に報告することを行ってほしいということなので、その辺を説明いただければと思っております。

3点目、新型コロナウイルスの対応とあるんですけども、コロナウイルスはいつまで続くか予想もつきません。今後、こういった専決処分に対して、今回これは権現荘ですけども、限度額の基準みたいなものが決まっているのであれば、お知らせいただきたいと思っております。

以上、3点でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

まず、リスク分担の関係になりますが、リスク分担表では、不可抗力の項目に当たります。内容をちょっと読ませていただきますが、不可抗力として、市または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象に伴う業務の変更、中止、延期等による指定管理者の損害ということで、今回のコロナウイルスに対しては、人為的なものでなく、自然災害の不可抗力に当たるとして、指定管理者との協議として金額のほうの決定をさせていただいております。

計算根拠なんですけど、昨年、例年3か年の平均の3月分の収入と比べまして、その減った分といいますか減額となった分の固定分、固定費経費分を補填ということで計算をして、340万円をはじめております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

リスク分担等につきましては、今、財政課長のほうから説明申し上げたわけでございますけれども、指定管理料につきましては、これまでもご説明させていただいたとおり管理料については、ゼロ円ということでございます。

ただ、今回コロナウイルスによりまして、3月におきまして当初といいますか、これまでの実績も含めて予定されておった、あるいは実績として宿泊、あるいは日帰りのお客様の数と比べて圧倒的に減額となったということについて、それについては本来、今、指定管理者に運営をしていただいているところでありますけれども、もし指定管理者に指定されていなかった市営のときには、当然、市がその波をかぶるということになりますので、その分について、今回、指定管理料という名目でお支払いをさせていただくというようなことでございます。

それと、今回このようなことになったわけでございますけれども、地域にとってはやはり、地域あるいは糸魚川市にとっては、なくてはならない施設と考えておりますので、それについて補填していくというようなことでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

今回のコロナウイルスに関しましては、本当に世界的な大きな非常事態だという中で私も理解しておるところでございます。

ただ、どうしても赤字補填をしないということが、大きく前面に出ている指定管理の契約になっておりますので、そういう面については誤解されないような対応、または報告も丁寧にやっていただければと思います。これについては、賛同したいと思います。

以上であります。

○議長（中村 実君）

ほかにご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

お願いします。

予算書の18ページ、19ページの上から2つ目、学校給食諸費、学校臨時休業対策事業ですが、私は3月に一般質問をしたときに、給食業者への補償はないですよといったような答弁だったと思うんですよ。今ほどの説明を聞きましたら、児童クラブへの材料費と、それから補償金ですよと、内訳は。そういう説明だったんですけども、これはどうしてこういう考えに至ったのか、補償するという考えに至ったのか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

磯野こども課長。〔教育委員会こども課長 磯野 豊君登壇〕

○教育委員会こども課長（磯野 豊君）

この960万の内訳をまずお話ししますと、300万円が児童クラブでの食材費、660万円が業者への補償という見込みになっております。当初、児童クラブで昼食を3月3日から24日まで昼食を提供したわけなんですけれども、それで業者への補償はちょっと考えてはないというような、そのときの現状だったんですけれども、業者からの声、また、国もそういった補償について補助金をというような、4分の3ですけれども補助金をというような情報がありましたので、庁内で検討して、業者の損失分を補助しようという決定に至りました。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

先ほど歳入の説明で、この補助金が学校給食連合会というふうにお聞きしたんですよ。学校給食連合会って何者なんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

磯野こども課長。〔教育委員会こども課長 磯野 豊君登壇〕

○教育委員会こども課長（磯野 豊君）

都道府県それぞれに、都道府県単位で学校給食連合会というのが存在しておりまして、主な業務は、学校給食への食材の納入をやられている業者でございます。今回、国の補助金の、いわゆる申請なり給付を受託して、申請は市から学校給食連合会へ上げるということで、財政課長が、ああいふ説明をさせていただいたところであります。

以上です。

○6番（滝川正義君）

ありがとうございました。

○議長（中村 実君）

ほかにごございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

古川議員。

○16番（古川 昇君）

おはようございます。

17ページであります。先ほど保坂議員がお聞きになりましたが、91、権現荘のコロナ対応という経費の内訳が出ております。先ほどの説明では、リスク分担表による不可抗力に当たるんで、この項目、あるいはこの金額を出している。これが根拠だというふうにお聞きしたわけでありま

すが、私どもは、今まで権現荘に対しては赤字の損失補填はしないと。先ほどの説明の中でも損失補填という言葉が出ましたけれども、宿泊の収入減によるということであれば、今、国は事業の継続なり、あるいは事業の中で損失を得たというところの申請を受け付けているわけですが、これは権現荘としてそういうものを取り扱っていくのか、権現荘はそもそも能生町観光物産センターの宿泊部ということになってますよね。そうすると当然、今の能生町観光物産センターがそれぞれの手続をするものというふうには思いますけれども、この点についての整合は、どういうふうにお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

国あるいは県の支援というようなことでございます。国におきましては、経済産業省のほうで事業持続化給付金、それと厚生労働省のほうでは雇用調整助成金ということでございます。また、新潟県におきましては、休業要請に係る協力金、糸魚川市におきましては、感染拡大防止休業協力金、あるいは緊急事業継続給付金というようなことで、各制度を設けさせていただいております。これの適応に当たりましては、能生町観光物産センターとしてこちらのほうの給付申請を行うというようなことで行っておりまして、その内訳等については、会社のほうでそれぞれ采配するものというふうに思っておりますけれども、いずれにいたしましても、かかる給付金等の諸制度については、最大限活用するようというふうなことで指示をさせていただいております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

古川議員。

○16番（古川 昇君）

今お聞きしますと、国のそういう助成、これもやりますというお話であります。今言われたように能生町観光物産センターがおやりになるとすれば、当然、権現荘の部分も入るんだろうというふうに思います。それと、それから補正というところでやりますと、簡単に見ますと二重ということになりますよね。今ここに出されているのと、国の助成、そういうものとどういうふうを考えていったらいいのか、片方は申請しないということであれば、私はこっちのほうでやっぱりこの中では、財源は一般財源ということになってますよね。見ていくこともやぶさかではないというふうには思いますけれども、これ両方いただきますという話になると、どういうことになるのか、そこを明解にさせていただきたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

現在、申し上げました各給付金につきましては、4月以降の申請というふう聞いております。

今回、65号でお願いしているものにつきましては、3月の分の宿泊、あるいは日帰りのお客様の減収、おいでいただけなかったというキャンセルの關係の減収についてということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

古川議員。

○16番（古川 昇君）

今言われましたように3月だ、あるいは4月以降だというふうに言われても、このコロナの状況の中で非常に皆さんのホテルあるいは旅館業、あるいは宿泊部門の方々が困ってるわけですよね。これの再建をどうしようかというそういう状況の苦しい中で、この2つ、今言われたところで皆さんのところに整合が取れるようなきちっと説明をお願いしたいというふうには思っております。

以上で終わります。

○議長（中村 実君）

ほかにご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

ページ16、17ページの7款商工費の中の事業ナンバー91、柵口温泉権現管理運営事業（新型コロナウイルス対応）の關係で伺います。

ここの指定管理料として340万円計上されているわけですが、これは国、県、市それぞれのいろんな支援事業というのがありますけども、申請時期にかかわらず、例えば4月に申請しても4月からそれ対象にしますよということじゃないでしょう。前からの分も対象に申請すると思うんですけども、最終的に能生町観光物産センターが全部申請して、どれだけ入ってくるのかと。糸魚川市が340万円出して、前年と同じぐらいになるのか、それともまだそれよりも少ないのか、その辺のところを聞かせていただけますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

先ほど古川議員のときにご回答させていただきましたけども、各種申請書、給付金の申請でございますけども、それぞれ4月の27日から、もしくは国の關係ですと4月の1日からということで、申請期間が定められております。それに基づきまして、各給付金の申請を申請しているところでございますけども、いずれにいたしましても4月以降に入金しているというふうに思われております。今回は、能生町観光物産センターにつきましては、会計年度が3月31日で決算ということになっておりますので、新年度に入っているものというふうに思われます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

そうすると、会計年度が3月までなので、市のほうは3月分を請求したといいますか申請したと。国のほうは、国なり県、ほかの支援事業については、それ以降申請するんだけど、3月分はもらわないということなんですか。それも考えて市は340万円という額にしたということなんですか。3月分の減収分ということで考えた場合に、340万というのはどういうふうなものなんでしょうかということです、国、県、市と考えると。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

今回の給付金につきましては、4月以降の入金だと思っております。今回3月に、今回お願いした額につきましては、先ほど財政課長が申し上げましたとおり過去3年間の実績を基にして積み上げたものでございまして、その中におきましては、宿泊に係るもの、あるいは入館に係るもの、あるいは日帰り温泉等でお食事をさせていただく食堂の売上げ等を基本に、過去3年のものをベースにして、今年の実績はどれぐらいだったのかということに基づいて計算させていただいて、算出したものでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

今、私が聞いているのは、国の支援事業とかそういう関係でどういふんですかと、ダブってもらうということはないんですかと、簡単に言うとそういうことです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

失礼いたしました。ダブってもらうということはないというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

なかなか難しいことであると思うんですが、権現荘の運営については、指定管理者は頑張って取り組んでいただいていると思いますが、ずっと利用者、特に宿泊者を見ますと、ずっと減ってきてますよね。この3年間の傾向を見ながら、大体毎年5%増えるとか5%減るとか、そういうのを勘案して出したということによろしいんですね。

それともう一つ、先ほどもありましたけどもコロナウイルスの関係は、例えば夏、これから収まって、例えばですけども収まって、また秋になって冬にかけて出てくるということもあり得るわけですよ。そうすると同じように対応するという基本的にはそういう考え方ですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

藤田副市長。〔副市長 藤田年明君登壇〕

○副市長（藤田年明君）

お答えいたします。

まず、国や県、市の支援金、いろいろとありますけれども、何年度、いわゆる経営期間で何年度分として給付されてるわけじゃございませんので、今年の3月分として幾らという形ではございませんので、最終的には今年の3月に国や県、市の支援金というのは、指定管理者のほうに入っておりませんので、3月のトータルとして、いわゆるコロナの影響と見られる分というのを補填しております。

補填額については、過去3年の平均でやっていますけれども、この時期については、市のふるさと旅行券の制度のちょうど期間で予約もかなり入ってたんですよね。それが全部キャンセルになっております。結果的に今回の補填しても権現荘自体としては、令和元年度については500万ちょっとの赤字となっております。

ただ、棚卸し残高が1,000万ちょっとありますので、そういったのを含めれば、やっと黒字傾向になってきたということで、この状態で令和2年度以降も運営のほうを続けていきたいというところで、今回のコロナが非常に悪影響を及ぼしております。最終的に、国、県、市の補助金というのは、令和2年度の収入として入ってきますので、それについては、権現荘の収入として見る形にしていますので、最終的にコロナによる影響補填額を計算する際には、補助金も収入として加算する中で赤字の分というのを算出して補填するような形になるというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○8番（新保峰孝君）

終わります。

○議長（中村 実君）

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第65号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第7. 議案第67号から同第72号まで

○議長（中村 実君）

日程第7、議案第67号から同第72号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第67号は、市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税法の一部改正によるものであります。

主な改正点は、中小企業等に係る固定資産税の軽減特例、市税の徴収について無担保かつ延滞金なしで、最長1年間猶予する特例などを規定するものであります。

議案第68号は、都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、新型コロナウイルス感染症の影響に伴うものであります。

主な改正点は、中小企業等に係る都市計画税の軽減特例を規定するものであります。

議案第69号は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、新型コロナウイルス感染症の影響に伴うものであります。

主な改正点は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の全部または一部について、減免または徴収を猶予するものであります。

議案第70号は、介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、新型コロナウイルス感染症の影響に伴うものであります。

主な改正点は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した第1号被保険者にかかる介護保険料の減免をするものであります。

議案第71号は、国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、新型コロナウイルス感染症対策によるものであります。

主な改正点は、対象となる被保険者に対し、傷病手当金の支給を行うため支給条件を追加するものであります。

議案第72号は、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものであります。

主な改正点は、傷病手当金の支給に係る申請受付事務の追加であります。

議案第67号の詳細については、この後、所管の部・課長が説明いたします。

以上であります。よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

川合市民課長。〔市民課長 川合三喜八君登壇〕

○市民課長（川合三喜八君）

それでは、議案第67号につきまして、ご説明申し上げます。

本日お配りしました同議案の市民課資料をご覧ください。

今回の専決処分は、新型コロナウイルス感染症の影響による地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年4月30日に公布され、同日に施行されたことに伴い、糸魚川市市税条例の一部を改正したものであります。

主な改正点を申し上げます。

固定資産税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した中小企業等を対象に、所有する事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度の課税について、収入の減少割合に応じて課税標準額を軽減する特例を追加するものでございます。また、中小企業等が生産性向上特別措置法の規定により、取得した事業用家屋及び構築物にかかる課税標準額を3年間ゼロに減額する規定を追加するものであります。

軽自動車税につきましては、環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適応期限を6カ月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものであります。

徴収関係につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例の規定を追加するものであります。

なお、対象となる市税は、納付期限が令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に設定されたものであります。

固定資産税、軽自動車税及び徴収関係の施行日は、いずれも令和2年4月30日であります。

続きまして、市民税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となったイベントの入場料金等の払戻し請求権を放棄した場合、寄附金を支出したものとみなし、寄附金控除を適用するものであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、取得した住宅に入居できなかった場合の住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和16年度まで延長するものであります。

施行日は、令和3年1月1日であります。

説明は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村 実君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第67号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第68号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第69号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第70号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第71号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第72号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第8．議案第66号、同第73号及び同第74号

○議長（中村 実君）

日程第8、議案第66号、同第73号及び同第74号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第66号は、令和2年度一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ8,000万円を追加いたしております。

歳出では、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策事業として、事業継続給付金などを計上いたしております。

歳入につきましては、財政調整基金から繰入れし、対応いたしております。

議案第73号は、令和2年度一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ42億9,200万円を追加いたしております。

歳出では、1人10万円の特別定額給付金事業と新型コロナウイルス感染症予防対策事業としてマスクの全戸配布の費用であります。

歳入につきましては、特別定額給付金給付事業補助金の国庫支出金のほか、所要の一般財源については繰越金を充当いたしております。

議案第74号は、令和2年度一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ5,850万円を追加いたしております。

歳出は、新型コロナウイルス感染症対策として出身大学等応援事業と糸魚川元気応援券の発行事業を計上いたしております。

歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の国庫支出金を充当いたしております。

以上であります。よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（中村 実君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第66号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第73号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第74号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

昼食時限のため、13時まで暫時休憩といたします。

〈午前11時56分 休憩〉

〈午後 1 時 0 0 分 開議〉

○議長（中村 実君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 9．議案第 7 5 号から同第 7 7 号まで

○議長（中村 実君）

日程第 9、議案第 7 5 号から同第 7 7 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 7 5 号は、基金条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、新たに新型コロナウイルス感染症対策基金を設置いたしたいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 7 6 号は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 7 7 号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中村 実君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第 10．議案第 7 8 号から同第 8 4 号まで

○議長（中村 実君）

日程第 10、議案第 7 8 号から同第 8 4 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第78号は、特定賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、市営住宅の有効活用を図るため、公営住宅から特定賃貸住宅に変更したく、所要の改正を行うものであります。

議案第79号は、財産の取得についてでありまして、老朽化した車両を更新し、除雪作業の効率化を図るため、除雪ドーザ13トン級1台を購入いたしたいものであります。

取得価格は1,980万円で、契約の相手方は明星自動車工業株式会社であります。

議案第80号は、財産の取得についてでありまして、除雪作業の効率化を図るため、除雪ドーザ8トン級3台を新規に購入いたすものであります。

取得予定価格は2,694万1,200円で、契約の相手方は糸魚川重機工業株式会社であります。

議案第81号は、財産の取得についてでありまして、老朽化した車両を更新し、圧雪作業の効率化を図るため、圧雪車1台を購入いたしたいものであります。

取得予定価格は5,483万5,000円で、契約の相手方は糸魚川重機工業株式会社であります。

議案第82号は、市道押上越前線の認定について、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第83号は、二級河川の指定に関し意見を述べることについてでありまして、普通河川金山谷を二級河川に指定することについて、異議のない旨、回答いたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第84号は、公有水面埋立ての免許の出願に関し意見を述べることについてでありまして、筒石漁港内の公有水面を県が漁港施設用地として造成することについて、異議のない旨、回答いたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（中村 実君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第11．議案第85号

○議長（中村 実君）

日程第11、議案第85号、糸魚川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第85号は、手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、個人番号の通知カード廃止に伴い、再交付にかかる手数料を削減するため所要の改正を行いたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（中村 実君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第12、議案第86号

○議長（中村 実君）

日程第12、議案第86号、令和2年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第86号は、令和2年度一般会計補正予算（第4号）についてでありまして、歳入歳出それぞれ8億7,737万8,000円を追加いたしたいものであります。

歳出の主なものは、2款総務費では、社会保障・税番号制度関連システム整備事業の追加、3款民生費では、子育て世帯への臨時特別給付金事業の追加、6款農林水産業費では、市営林道開設改良事業、7款商工費では、中小企業向け資金貸付事業、10款教育費では、学校情報施設等整備事

業の追加であります。

次に、歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の特定財源のほか、所要の一般財源につきましては、前年度繰越金を充当いたしております。

なお、地方債の補正は、第2表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（中村 実君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

よろしくお願いたします。

議案第86号、令和2年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）について、予算書22、23ページ、7款商工費、1項商工費、3目観光費、事業ナンバー72の柵口温泉権現荘管理運営事業（新型コロナ対応）の指定管理料の3,000万円について、所管の委員会の委員ではないので、ここで幾つか質問させていただきます。

まず1つ目ですが、支出の理由を知りたいという部分で、リスク分担から来るものだろうと思うんですが、その負担比率で、この3,000万円の使い道がどのようなものかということでありませぬ。

ちなみに、令和2年度の管理運営事業費予算額は1,194万8,000円であります。3,000万円は、非常に破格の指定管理料というふうに見受けられますので、この辺の詳細をご説明いただきたい。

また、65号議案でも言いましたけども、本来、指定管理料を支払わない契約になっておりますので、この使い道等について、また委員会で説明あるかと思うんですが、やっぱり9月定例会、12月定例会でそういった使い道の報告をすべきだというふうに考えますので、その辺の考え方をお知らせください。

次、2つ目としましては、今回、貴重な指定管理料でありますので、コロナウイルスが落ち着いた暁には、いろんな戦略をしっかりと立ててもらいたいなというふうに思います。今、世間では、テレワーク滞在型だとか、あと逆に地元内需拡大の利用者を獲得しようというような動きも出ておりますので、必要経費であるかと思うんですが、そういった戦略プランの拡充も、ぜひ指定管理料を生かしてもらって、新しい生活様式になじんだ取組をしてもらいたいということも言っていただきたいと思っております。

3点目としましては、今回この権現荘に限って3,000万の指定管理料を見たときに、宿泊施設、飲食店等、大変逼迫した状況であるというのが、この数字を見てうかがわれます。この権現荘に、市としてこういう指定管理料を納めるのは理解できるんですけども、民間から見ると非常に優遇されたように見受けられます。また、民間に対しても権現荘同様、市内にある施設でありますので、いろいろ検討した上でのまた支援策というのもしていかないと、この3,000万円が理解さ

れないというふうに考えますので、その辺の考え方の回答をいただきたいと思います。

以上、3点になるかと思えます。よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

今回、3,000万円を要求といいますか提供させていただいております。これにつきましては、4月以降に入りましてコロナの蔓延の関係がありまして、国等では緊急事態宣言が発せられております。それによりまして、飲食店のほうの営業自粛ですとかそういうような形のものいろいろ出ておりまして、その中で至るところに感染者が発生したというようなこともありまして、施設によりましては当初は首都圏のお客様から来ていただくことを制限させていただく、あるいは近隣の県についても制限させていただくというようなことも随時行いながらやってきたところでございますけれども、その後に全面的に施設のほうを休館しなければならないというようなことで、それについてもこちらのほうから指示を出させていただいたところでございます。これについてもこちらのほうから指示を出したということでもありますので、それについての補填・補償はしていかなければならないというふうに考えておりますので、当面その部分に関わったものについての経費ということで考えてございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

大嶋商工観光課長。〔商工観光課長 大嶋利幸君登壇〕

○商工観光課長（大嶋利幸君）

今後の市内の宿泊施設等への支援の考え方ではありますが、これまでも緊急事業継続金等によりまして、緊急的な支援をしてきたところでございます。また、国におきましても、二次補正で雇用調整助成金の拡充ですとか家賃の支援給付金等の取組も始まるところであります。市といたしましても、それらを総合的に判断しまして、今後、支援策について検討してまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

藤田副市長。〔副市長 藤田年明君登壇〕

○副市長（藤田年明君）

お答えいたします。

今回のコロナの対応というのは、非常に難しい部分があると思っております。市内では感染者が出ていないということで、国のほうも解除しておりますけれども、状況を見てもやはりコロナ発生前の状況に戻ったかということ、まだまだ時間がかかるものというふうに思っております。そういう中で、今後の対応として専決補正でも上げましたけれども、元気応援券ということで飲食業や宿泊業の支援をしてまいりますし、国のほうも7月下旬から8月にかけては、Go Toキャンペーンということでかなり大きな経済対策をしてまいります。そういったものをやはり上手に市内のお店、権現荘も含めてですけれども使って、元の状態に徐々に戻していく必要があると思っております。

今回の権現荘の3,000万というのは、非常に大きな金額でありますけれども、やはり施設が大きいということで固定経費がそれなりにかかるものでありますので、今回、資金ショートしないように予算措置したものですけれども、今後、V字回復までは行かないと思いますけどU字回復させる中で、最終的な支援額というのは決めてまいりたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

副市長、今おっしゃるとおり今後の見通しが正直全然全く立たないというのが、本当のところかと思えます。ひょっとしたら、また第2、第3の、また指定管理料の支出をしなければならない状況もあるかもしれません。そうなったときにやはり一生懸命けなげに努力している姿というのが、やはり市民に伝わらないと、またその支出も理解してもらえないかもしれませんので、そういったところを小まめに議会なり市民なりに報告を入れていただいて、いざというときは理解してもらえようような取組をぜひやっていただきたいと思います。最後要望みたいになりますけれども、ぜひよろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（中村 実君）

ほかにご質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

古川議員。

○16番（古川 昇君）

お願いします。

午前中もお聞きしましたが、議案の23ページ、事業ナンバーの72であります。柵口温泉権現荘に対する指定管理料を3,000万、午前中のところにもお話、関連するのでありますが、3,000万、先ほど副市長の話でありましたが、破格の金額であると。3,000万ですよ。これだけの金額を市が助成をすると。それなりきに大きな、私は理由があるんだろうと。先ほど能生事務所長がお答えになりましたけれども、いま一つ納得が行かないところであります。私に分かるように、ぜひご説明を願いたい、そのように思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

権現荘の指定管理料につきましては、基本的にはゼロということで、これまでの話と同様でございますけれども、権現荘を運営するために基本的な、例えば経費がどうしてもかかるということがあります。その経費というのは、例えば人件費であったり光熱水費であったりと、あるいは保険料であったり、あるいは施設を維持していくための委託料であったりというようなことの、いわゆる

固定費と言われるものがかかってまいります。これらのものについて、営業の中で、売上げの中でカバーしながら、その辺りの経費も捻出するというようなことではございますけれども、今回お願いするものの中には、4月、5月、6月の中で営業を自粛していただいて、お客様の予約についてもこちらのほうからキャンセルしていただくというような形の事情もお願いしながら、ご協力していただいているという中で、売上げがない中でそういう固定の経費を支払っていかねばならないというようなことがございますので、その辺りについても今回の補正の中で見させていただくという、経費ということで計上させていただいているものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

古川議員。

○16番（古川 昇君）

今ほど3、4、5と言いましたか、4、5と言いましたか。いま一つはっきりしないんでありますが、これは固定費としてかかるもの、これを計算したら3,000万になった、こういうことなんです。この中には当然、売上げとして見込んでいたものは入っていないということなんです。そこのところがはっきりしないんですよ。前回の340万は、3月分のものだったというお話でしたよね。

もう一つ言うのであれば、4、5から来るんだとすれば、これは国、県、市、いろんな助成ありますよね。これは能生町観光物産センターが、この権現荘分として申請したんでしょう。したんなら幾らだったんですか。それも加味しての3,000万なのか、そういうところがはっきりしないんですよ。

私のところには、もう既に市民から来てますわ、いいなど。もちろんそうでしょう、これを見れば。市民から見れば羨ましい、そういうふうに映るわけですよ。ですからはっきりと、これこれこうだという理由が、納得するところに落ちなければ、やっぱり私は整合は取れないんだと思うんですよ。そこのところを私ははっきりしていただきたいというふうに思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

経費については、固定費ということでございます。固定費の中には、すみません、失礼しました。人件費ですとか、水道光熱費、あるいは接待交際費、あるいはリース料、広告宣伝費等々ありますけれども、その辺りをどうしても次のお客様のために用意していかねばならないということで、そちらのほうの手だてということでさせていただいております。

ちなみに先ほどの65号の件でございますけれども、そちらについても3月の中でキャンセルが生じたということに対しての減収分ということでありますが、それについても固定費分というようなことで整理をさせていただいているところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

古川議員。

○16番（古川 昇君）

市民の皆さんにどういうふうに説明していくのかというのを、私はお聞きしたんですけど、お答えいただけない。これは皆さんのほうではっきりとしていただきたいというふうには思いますよね。特にこういうふうに、私さっき破格と言いましたけれども、大きな金額が提示されてるんだとすれば、なおさらのことなんです。だって、先ほどは皆さんのほうで働いてる方というふうにはおっしゃったと思いますが、もう雇い止めというふうにして乗り切ってる業者の方もいるわけですよ。だから、そういうところと今回こういうふうに補正をしていく、ここの違いはやっぱりきちっと納得いくような説明をいただかないと、市民の中にもそういうところでは、やっぱり不満が出てくる。いろんなわだかまりが残って、そういうふうになります。もしかしたら倒産というふうに店を閉じてしまう方もいらっしゃるかもしれません。そういうところにも、私は納得するような形での説明は、ぜひともお願いしたいというふうには思っております。皆さんのほうでもし、そこをきちっとお話ししていただけるものであれば、お答えいただきたい、そのように思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

権現荘につきましては、財産としては糸魚川市のものでもありますし、私といたしましては、市のかけがえのない施設だと思っております。その施設があることによって、いろんなお客様がおいでになる。あるいは交流人口の拡大の中にもいろんな意味で役に立っていただいているもの、施設だと思っております。この施設を継続して行って、地域振興等を図る中においても、この施設があるということについての意義は大きいものがあると思っております。そのために従業員の方からは、こういうような事態になっても雇い止めのないようにきちんとお勤めいただくというようなことで、観光物産センターのほうにお願いしているところでもありますし、観光物産センターのほうでもそういうものについての国の制度、休業制度等がありますけれども、そういうものについても随時、申請しながら現職員の雇用を守るというようなことで行っているというようなことでもありますので、その中で必要な固定の経費については支払って。その固定の中には、当然、人件費も含まれておりますので、そういう中においてもこの経費を充てさせていただいて確保していく、守っていくというようなことで進めさせていただきたいというふうに思っております。

○16番（古川 昇君）

みんなかけがえのない施設であります。

終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

お願いします。

今ほどの権現荘への補填についてなんですけども、3,000万円という数字と、なぜ権現荘へ補填するのかという論理とか、何かごっちゃになってるんで。

私、これ15分、時計止まったままですが、いいですか、失礼いたしました。

3,000万円に絞って質問しますけども、この3,000万円というのは、指定管理者とのリスク分担に基づいて、今の現状を踏まえると3,000万円になりますよ。これは仮置き数字だと思うんですよ。そこに対して国の持続化給付金、あるいは雇用調整助成金が入ってきて、その3,000万円がだんだん、だんだん小さくなっていく。そういう理解でおるんですけど、それでよろしいかどうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

藤田副市長。〔副市長 藤田年明君登壇〕

○副市長（藤田年明君）

お答えいたします。

最終的な数字というのは、まだ今の時点では全く見込めないところがございますけれども、能生町観光物産センターの次期の計画、今月23日、株主総会になりますので、まだ決定した部分ではございませんけれども、権現荘自体は、やはり年間の総収入というのは1億8,000万から2億ぐらいになって、ちょうどプラマイゼロぐらいの施設になります。今回の見込みでは、収入を、たしか1億3,000万ぐらいというふうに見込んでおります。そうすると6,000万ぐらい本当はもっと稼がないと黒字化するというのは厳しい施設なんですけれども、本当4、5、6と、特に5月というのは、本当は稼ぎ時の月だったわけですが、そういった月にほぼ営業収入ゼロという、そういう厳しい状態になっております。そういう中で今、4、5、6の見込みの数字から変動経費を除いた金額というのが、約3,000万という形になっております。そのほかに国の助成金等、それも見込むと、たしか800万ぐらいだったように思いますけれども、それも収入に見込んでやっとならざるを得ないかなというのが、今の能生町観光物産センターの見込みとなっております。

これで最終的に終わるのか、それともこれから市の元気応援券、それから国のGoToキャンペーン、そういったもので、ぐぐっと盛り返して3,000万を縮小できるのか、それともコロナの第2波が来て、さらに赤字が増えるのか、それは今後の状況次第でありますけれども、いずれにしても能生町観光物産センターとも連絡を取る中で、赤字額の縮小に向けてしっかり頑張っていきたいと思っております。

○6番（滝川正義君）

ありがとうございました。

○議長（中村 実君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

私も権現荘のところで伺いたいと思います。

売上げが、コロナを原因とすることでゼロになっていくんで今回3,000万円というお話なんですけども、金額もさることながらどのぐらいの宿泊客、日帰り客が来なくなって、売上げがなくなったのか、その辺りをお聞かせいただけますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

この2年ほどの例なんですけれども、例えば4月では、宿泊のお客様が約800人ぐらいおられました。5月には700人ほど、6月には大体400人ほどというようなことでございまして、宿泊については、その辺りの数が、令和2年についても通常と同様であれば想定ができたであろうというふうに思っております。

また、日帰りのほうについては、28年、29年、30年と少しずつお客様が増えておる状況ではあるんですけども、そちらについてもお客様が減ってるというようなことでございまして、それについても権現荘を閉めるというようなこともありまして、その辺りの数が収入の売上げにつながるということがないということでございますので、その辺りの数字ということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

私の前に質問された方のことと少し重なるかもしれませんが、市内のほかの宿泊施設よりも権現荘を優遇する理由というのは、何なんでしょうね。いま一度教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

基本的には優遇ということでは、私はないと思っておりますけれども、契約行為、指定管理の契約を行っているときに、お互いに契約書を結びますけども、協定書を当然結ぶこととなりますけども、その協定書の中のリスク分担に基づいて、今回、先ほど申し上げましたように当初予定しとった入込みが確保できないというようなことからの今回の補正のお願いに至ったものであるというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

通常の民間の企業であれば、本当に血のにじむ努力をしようと思うんです。テレビ報道で見ましても宿泊、飲食、大変な努力をしてますよね。それで、今までの営業形態を変えずにやっていけるも

のではないということから、皆さん、すごく工夫されてることが報道されてますよね。であれば、権現荘も営業の形態を変えていく必要があると思うんですよ。営業をこういうふうに変えていって乗り切ろうというものがないところに、ただ3,000万出す、そういうわけにはいかないでしょう。その辺りはいかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

市内の宿泊施設という捉え方で見ると、私は同じだと思うわけであります。

しかし、権現荘につきましては、ご承知のとおり市の施設であります。そして、市の施設を指定管理者が今管理いただいているわけでございます。そして、今起きておる新型コロナウイルス感染症の及ぼす影響というのは、非常に計り知れないものであったわけでありまして、それに対してどう対応していくのか、指定管理者とのやはり契約の中で、今進めさせてもらっております。今、答えの中で申しておりますように、やはり市としても必要な施設という形の中で今対応させていただいてるわけございまして、市の市内の施設と、押しなべて宿泊施設として同じであるわけございしますが、やはり基本的には市の施設であるわけございまして、それを契約の中でリスク配分を今やっておる中の今算定して、今進めさせていただいておるわけございまして、ご指摘のいろんな営業努力や企業努力というのは、やはりしていかななくてはいけないとは思っております。我々も一定の契約の中で判断をさせていただきました。

○議長（中村 実君）

ほかにご質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表により、ご了承願います。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

〈午後1時37分 散会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員